

(案)

理 由

本市の優れた環境機能および多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法第3条に基づき新たに区域に追加するとともに、生産緑地法第10条に基づく買取りの申出後に、生産緑地法第14条に基づく行為の制限の解除が行われた区域について、生産緑地の機能を維持することが困難となったため廃止とするなど生産緑地地区の変更をしようとするものです。